

特別支援教育就学奨励費について

岩手県立前沢明峰支援学校 事務室

特別支援教育諸学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、各家庭の経済状況に応じて、就学のため必要な経費を国と県とが負担・補助しています。

1 支給される経費

- (1) 教科用図書購入費
- (2) 学校給食費
- (3) 交通費（通学費と帰省費（本人及び付添人）、職場実習交通費（本人分）、交流学習費）
- (4) 寄宿舍居住費（寝具購入費、日用品等購入費、食費（朝・夕））
- (5) 修学旅行費（修学旅行費・校外活動等参加費（本人及び付添人）、職場実習宿泊費）
- (6) 学用品・通学用品購入費
- (7) 新入学児童生徒学用品・通学用品費（各学部の1年生のみ）

2 支給段階の決定

保護者の所得と家庭構成に応じて支給段階が決定され、各経費が支給されます。

- (1) 決定時期 毎年7月
- (2) 資料の提出 ① 収入額・需要額調書、② 所得・課税証明書
(提出時期(6月)が近づきましたら文書でお知らせします。)
- (3) 段階の決定 提出された資料により、支給段階を決定します。

○ 段階の種類

第Ⅰ段階：世帯の所得月額÷需要額＝1.5倍未満

第Ⅱ段階： " = 1.5倍以上2.5場合未満

第Ⅲ段階： " = 2.5倍以上

※世帯の所得月額＝
$$\frac{\text{前年中の総収入額} - \text{必要経費} \cdot \text{給与所得控除額} \cdot \text{生命(社会)} \cdot \text{損害保険料}}{12}$$

※ 需要額＝国が毎年度提示する額

3 支給額

第Ⅰ段階：支給経費の全額

第Ⅱ段階： " の半額

第Ⅲ段階：支給されません

ただし、第Ⅱ段階・第Ⅲ段階でも全額支給されるものがあります。

(小・中学部の通学費と帰省費、 高等部の教科用図書購入費)

※ 26年度の高等部1年生からは、Ⅱ・Ⅲ段階でも通学費、帰省費が全額支給されます。

4 支給の方法

- ・本校では、確実に安全に支給・受領していただくため、口座振込で支給しています。
- ・年間3～5回程度にわけて支給されます。

※ ご不明な点は、本校事務室（0197-56-6707）までお問い合わせ下さい。